

令和3年7月27日（火）
北海道環境生活部環境局自然環境課

第12次北海道鳥獣保護管理事業計画について

計画の概要

1 趣旨

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第1項の規程に基づき、全国的に均衡・調和のとれた鳥獣の保護管理を推進するために国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即し、各都道府県知事が策定。

現行の第12次北海道鳥獣保護管理事業計画の計画期間が令和4年3月をもって終了するため、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画について検討を進め、引き続き、本道の鳥獣保護管理事業の総合的・計画的な実施を推進。

2 計画期間

平成29年（2017年）4月1日～令和4年（2022）年3月31日まで・北海道全域

3 鳥獣保護管理事業計画で定める内容

- ・ 鳥獣保護区（特別保護地区）及び休猟区に関する事項
- ・ 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- ・ 鳥獣の捕獲許可（管理目的）に関する事項
- ・ 特定猟具使用禁止（制限）区域及び猟区に関する事項
- ・ 特定鳥獣保護（管理）計画の作成に関する事項
- ・ 鳥獣の生息状況調査に関する事項
- ・ 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- ・ 鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣

- ・ ゴマフアザラシ
- ・ ヒグマ
- ・ エゾシカ